

長崎県内全市町及び長崎県からのお知らせです。

事業主の皆様へ

個人住民税の「特別徴収」への切り替えについて

長崎県内全市町と長崎県は、個人住民税の特別徴収への切り替え促進を図る取組を行っています。まだ、切り替えがお済みでない事業主の方は、切り替えをお願いします。

個人住民税の特別徴収とは

- ▶事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）して、各市町に納入いただく制度です。
- ▶所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法第321条の4及び各市町条例の規定により、特別徴収義務者として個人住民税を従業員から特別徴収していただくことになっています。

特別徴収は従業員の皆様に次のような大きなメリットがあります。

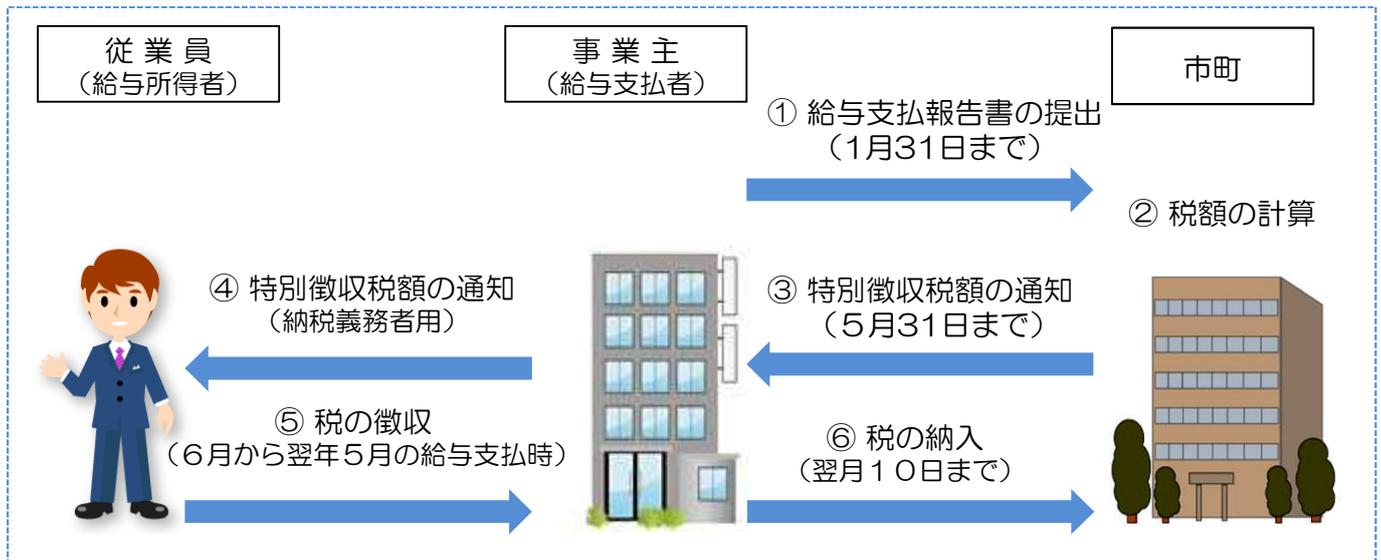
- ① 従業員の方が金融機関で納税をする手間が省けます。
- ② 毎月給与から天引きされるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月給与から天引きされるので、1回当たりの税負担が少なくなります。（特別徴収でなければ、原則として1年分を4回で納めていただきます。）

事業主（及び事務担当者）の方に税額を計算いただくことはありません。

▶個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする必要はありません。個人住民税の税額計算は給与支払報告書に基づいて各市町が行い、税額については、各市町から事業主を通じて、従業員へ通知します。

特別徴収の事務の流れ・手続き、Q&A等、詳しくは次ページ以下をご覧ください。

個人住民税の特別徴収の事務の流れ・手続き



個人住民税の特別徴収 Q & A

Q1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら実施しないといけないのですか。

A1

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員（給与所得者）の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされており、市町や県ではこれまでも特別徴収制度の周知を図ってきたところです。制度に対するご理解・ご協力をお願いします。

Q2

特別徴収に切り替えても事務が増えるだけではないのですか。

A2

住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整する必要はありません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて各市町が行い、従業員ごとの住民税額を各市町から事業主へ通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町に納めていただくことになります。

なお、常時10人未満の従業員を雇用している事業主の方は、申請により年12回の納期を年2回とする特例制度もあります（納期の特例の承認）。

Q3

従業員から「個人住民税は自分で納めるので、今までどおり給与からは天引きしないでほしい」と頼まれたらどうしたらいいのですか。

A3

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日の現況において給与の支払いを受けている従業員の方については、特別徴収の方法によって事業主が徴収しなければならないこととされており、事業主（給与支払者）や従業員（給与所得者）の意思で、特別徴収をするかどうか選択することはできません。

Q4

従業員（アルバイトやパートを含む）であれば、全員特別徴収をする必要がありますか。

A4

前述（A1）のとおり、所得税を源泉徴収している事業主は特別徴収をしなければならないこととされていますので、源泉徴収をされている従業員（アルバイトやパートを含む）については、住民税についても特別徴収（給与から天引き）をしていただく必要があります。

ただし、給与の支給期間が2ヶ月に1回のみによる等、特別徴収によることが著しく困難な場合に限り、普通徴収の方法により徴収されます。

Q5

従業員が年度途中で退職したり、休職した場合はどうするのですか。

A5

異動（退職・休職等）があった場合は、給与所得者異動報告書を翌月の10日までに事業主から関係市町に提出してください。

また、その後の徴収方法については、退職の時期によって取扱いが異なりますので、各市町の住民税担当課にお尋ねください。

Q6

特別徴収に切り替えるためにはどうしたらよいのですか。

A6

事業主が毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の特別徴収の欄に従業員数をご記入のうえ（※）、各市町に提出してください。

5月中に各市町から特別徴収税額の通知があります。

年度の途中から特別徴収に切り替える場合は各市町の住民税担当課にご確認ください。

※市町によって、給与支払報告書（総括表）の様式が若干異なっていますので、ご不明な点は、各市町の住民税担当課にお尋ねください。

長崎県・県内各市町（住民税担当課）の問い合わせ先

県・市町名	住民税担当課	電話番号	住所
長崎市	市民税課	095-829-1133	長崎市桜町2-22
佐世保市	市民税課	0956-24-1111	佐世保市八幡町1-10
島原市	税務グループ	0957-62-8015	島原市上の町537
諫早市	市民税課	0957-22-2450	諫早市東小路町7-1
大村市	税務課	0957-53-4111	大村市玖島1-25
平戸市	税務課	0950-22-4111	平戸市岩の上町1508-3
松浦市	税務課	0956-72-1111	松浦市志佐町里免365
対馬市	税務課	0920-53-6111	対馬市巖原町国分1441
壱岐市	税務課	0920-48-1111	壱岐市郷ノ浦町本村触562
五島市	税務課	0959-72-6114	五島市福江町1-1
西海市	税務課	0959-37-0062	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222
雲仙市	税務課	0957-38-3111	雲仙市吾妻町牛口名714
南島原市	税務課	050-3381-5023	南島原市西有家町里坊96-2
長与町	税務課	095-883-1111	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1
時津町	税務課	095-882-2211	西彼杵郡時津町浦郷274-1
東彼杵町	税務課	0957-46-1111	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6
川棚町	税務課	0956-82-5413	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1
波佐見町	税務課	0956-85-2111	東彼杵郡波佐見町宿郷660
小値賀町	税務課	0959-56-3111	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1
佐々町	税務課	0956-62-2101	北松浦郡佐々町本田原免168-2
新上五島町	税務課	0959-53-1117	新上五島町青方郷1585-1
長崎県	税務課	095-895-2214	長崎市江戸町2-13

